

平和でこそ商売繁盛！ロシアはウクライナからすぐに撤退せよ！

発行：2022年3月21(月) No. 465

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

名古屋北部民商ニュース

長引くコロナ不況を民商の知恵と力で乗り越えよう！！

平和でこそ商売繁盛！サイレントデモ！

3月11日（金）「3.13重税反対全国統一行動」が取り組まれ、北区と西区の2か所で短時間集会を開き、その後「サイレントデモ」行進で税務署へ。集団申告を行いました。北区・守山区では111人、西区では70人の計181人が参加。北・守山集会は、清水公園で開催。実行委員長として柳澤会長が「今年はちょうど東日本大震災の起こった日から11年のメモリアルデーです。多くの人命が天災によって奪われ、今またウクライナで戦争で市民の命が失われています。今日は、犠牲となった人々に黙とうを捧げ、集会を始めたいと思います」とあいさつ。黙とうを行いました。参加団体の年金者組合、新婦人のあいさつと国民救援会から倉敷民商事件の訴えがあり、終了後、宣伝カーを先頭にデモが出発。サイレントデモのため、アナウンスのあとシュプレヒコールはせずに、参加者は手を振ってこたえました。北税務署の総務課長は「いったい何人来てるんですか！」と驚いた様子でした。

西区集会は、花の木公園で行い、年金者組合、わしの恵子さん（日本共産党前県会議員）が連帯のあいさつ。西区でも黙とうを行いました。



その後、「中小業者をつぶすインボイス

制度反対！」「平和でこそ商売繁盛、ロシアはウクライナからすぐに撤退せよ」など、アナウンスしつつ、プラカードや手を振って行進しました。税務署前では、実行委員長の林常任理事が要望書を読み上げ、総務課長に手渡しました。今年は気温が高く、春本番の陽気のなか、無事終了することができました。



参加者全員で黙とう



「新型コロナウイルスの影響により期日までに申告ができなかった場合の個別延長」の方の集団申告をおこないます

国税庁は、「令和3年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告につきましては、オミクロン株による感染の急速な拡大状況に鑑み、令和4年3月15日（消費税3月31日）の期限までに、新型コロナウイルスの影響により申告することが困難であった方については、同年4月15日までの間、簡易な方法により、申告・納付期限を延長することができます。

簡易な方法による個別延長申請とは、別途『災害による申告、納付等の期限延長申請』を作成、提出する必要はなく、申告書を提出する際に『新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請』という文言を付記するなど、簡易な方法での申請を言います。」と説明しています。なお、名古屋北部民商では、**4月11日(月)午後2時**から、北税務署で第2弾の集団申告を行うことにしています。

